

# 那須塩原市立保育園 民営化ガイドライン

令和4年2月

那須塩原市

## 1 ガイドラインの目的

那須塩原市立保育園の民営化は、令和2(2020)年3月に策定した第2期那須塩原市保育園整備計画（以下「保育園整備計画」という。）において、施策として定め、推進しています。

このガイドラインは、保育園整備計画において対象園となっている保育園の民営化を進める際に必要な基本的事項等を明確にし、本市の民営化の基本的な方針を定めるものです。

民営化を進めるに当たっては、本ガイドラインを踏まえ、保護者の皆様へ説明を行い、不安を解消した上で民営化を円滑に進めるように努めます。

## 2 民営化とは

民営化とは、既存の市立保育園の設置・運営主体を那須塩原市から社会福祉法人などの民間事業者に移管することです。

民営化すると、那須塩原市立（公立）保育園から私立保育園に変更されることになります。

※【参照】P7：市立保育園と私立保育園(民営化後)の比較

### ＜参考＞ 民営化の対象園

「那須塩原市公立保育園在り方検討会」において、民営化対象園は、次の2つの要件をどちらも満たす園と提言されました。

- ①少子化が進展した場合においても、保育ニーズが高いことが見込まれ、経営の安定が見込める園
- ②施設の老朽化が著しく、民営化の際に、施設整備（園舎の新築）を行うことで、保育環境の改善を図ることができる園

この提言を受け、本市としては、民営化後も安定的な運営が見込め、老朽化対策を行う必要がある園を民営化の対象園とし、保育園整備計画に位置付けた上で進めてまいります。

### 3 民営化の趣旨

#### (1) 民営化の背景

全国で人口減少・少子高齢化が進む中、本市においても0歳から5歳までの就学前児童数が減少する一方で、保育園・認定こども園・地域型保育事業等（以下「保育園等」という。）への入園児童数は増加傾向にあり、0・1・2歳児の保育ニーズが高くなっています。

これは、社会情勢の変化に伴う就労形態の多様化、女性の就業率の上昇などにより、保育需要が高まっていることが要因であり、人口減少下にあってもこの状況は当面継続すると考えられます。

就労形態やライフスタイルの多様化という社会背景のもと、保育園等では、延長保育、一時保育、休日保育など多様な保育ニーズへの対応が求められています。

#### (2) 民営化の目的

市立保育園の民営化は、多様化する保育ニーズに対応するとともに、保育の質とサービスの向上を図ることを目的とします。

民営化する保育園では民間のノウハウを活かし、保護者ニーズに柔軟に対応したサービスの提供や延長保育・一時保育・休日保育などのサービス拡充を図ります。

また、民営化しない市立保育園では正職員を集約し、保育の提供体制の充実を図り、配慮が必要な児童の受入れや民間での運営が難しい地域での保育園運営などセーフティネットとしての役割を果たすことで、市全体の保育の質とサービスの向上に寄与するために実施するものです。

加えて、民営化に併せ、移管先事業者による園舎の新築を行うことを基本とし、施設の老朽化対策と保育環境の改善を図っていくことも目的とします。

#### <参考> 市立保育園の老朽化対策と効率的な行財政運営

本市が設置・運営する市立保育園は、10園中6園が建築後30年を経過しており、建替えや長寿命化などの整備（改修）をしなければならない時期を迎え、整備に多額の費用が必要となることが見込まれます。

また、老朽化している保育園は、乳児の受入を想定して建築していないことなどから、最低限の改修や工夫をして使用していますが、「トイレが保育室に隣接していない」「段差がある」など、子どもにとって使い勝手の悪い作りとなっている園もあり、質の高い保育を実施していく上でも、施設整備が必要となっています。

しかしながら、平成16(2004)年以降、国による三位一体の改革により、市立保育園の施設整備費・運営費などに対する国からの補助金が廃止されたことなどから、施設整備の財源確保は極めて困難な状況です。また、令和元(2019)年10月から開始した「幼児教育・保育の無償化」の影響で、保育料の歳入がなくなったことなどから、市立保育園の運営経費に係る市の負担はさらに増加し

ている状況です。

他方、私立保育園では、国(県)補助金を活用し、老朽化した施設の整備を行うことができます。また、国・県・市からの負担金を財源とした施設型給付費により適切な財政支援を受け運営することができます。

最小の経費で最大の効果をあげるよう努めることも、市の責務であり、市立保育園の民営化は、限られた人的資源・財源の中で効率的・効果的によりよい保育環境の整備を行うために推進するものです。

## 4 民営化の基本的事項

### (1) 基本的な考え方

民営化に当たっては、「子どもの最善の利益」を第一に考えるとともに、保護者との信頼関係の構築が図られるよう、次の考え方で進めていきます。

- ① 保育の質を確保し、保育内容の充実が見込める移管先事業者を選定します。
- ② 児童への影響に配慮し、十分な引継ぎや移管後のフォローを行います。
- ③ 民営化の目的や実施内容について十分な情報提供を行うとともに、保護者との意見交換等を行います。

### (2) 民営化の手法

民営化する手法は、民間事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や迅速性、市の財政的効果等を考慮し、移管先事業者が認可保育園として運営する「民設民営方式」とします。

### (3) 施設・用地等

施設は移管先事業者が新築するものとします。保育園用地は、原則として移管先事業者が用地を確保（借地含む）するものとし、市有地の貸与によることが可能な場合は、個別に協議するものとします。

なお、備品等は、無償譲渡するものとします。

### (4) 移管先事業者の選定等

#### ① 移管先事業者の募集

- 移管先事業者は、提案（プロポーザル）方式により公募します。
- 募集期間は、応募事業者が余裕をもって応募できるように2か月程度の期間を確保します。

#### ② 移管先事業者の要件

- 移管先事業者は、「那須塩原市で保育園・幼稚園・認定こども園を設置・運営する社会福祉法人または学校法人」であることを要件とします。

ただし、該当する事業者の応募がない場合は、市外の保育園・幼稚園・認定こども園を設置・運営する社会福祉法人または学校法人にも拡大します。

### ③移管先事業者の選定

- 移管先事業者の選定は、保育園の運営や経営に関する知識を有する「評価委員会」の評価を参考に庁内の「選定委員会」が選定し、市長が決定します。
- 評価委員会は、書類審査、応募事業者の運営施設の現地調査、応募事業者のプレゼンテーションにより評価します。
- 評価に当たっては、保護者会の意見を聴き、評価の参考とします。

### ④選定・評価基準

- 市立保育園で行われている現行の保育水準を満たし、さらなる保育の質の向上が見込める移管先事業者を選定することとします。
  - 評価委員会は、次の点を重視し、評価を行います。
    - i 児童福祉の理念・公共性・公益性を持った法人であること。
    - ii 子ども本来の発達・育ちを重視し、子どもを中心とした保育の実施が見込めること。
    - iii 安定的な保育を継続するための職員配置及び職員が意欲を持って働ける取組が確保されること。
    - iv 保育園を運営するための財務基盤が安定していること。
    - v 現行の保育内容や保育の質の維持・向上が見込めること。
    - vi 移管条件を満たしていること。
- 移管条件は、保護者からの意見・要望等を取り入れ保育園ごとに設定します。条件としては、次のような事項が考えられます。
- ・ 保育内容、行事等について
  - ・ 特別保育（一時保育や休日保育等）の実施について
  - ・ 障害児の受け入れについて
  - ・ 施設の整備について
  - ・ 給食の実施及びアレルギーへの対応について
  - ・ 保育料以外の保護者の費用負担について（保護者会費等）
  - ・ 地域との関係について
  - ・ 第三者評価の導入について
  - ・ 園長、保育士について

## (5)基本的なスケジュール

対象年度	主な内容
～民営化3年度前	・公表（整備計画で対象園の位置付け、教育・保育ガイドブックへの記載、重要事項説明書での説明等） ・保護者説明会等
民営化2年度前	・保護者説明会、事業者選定（移管条件等）に係る意見交換等 ・事業者の募集、選定、決定 ・三者会議開始（以後、随時開催） ・事業者による新園舎設計 ・施設整備（園舎新築工事等）着工
民営化1年度前	・保育に関する引継ぎ（1年間）、合同保育（3か月） ・施設整備竣工 ・県への認可申請
民営化実施年度	・民営化（4月1日から） ・市の実地調査（指導監査等） ・三者会議

※あくまでも基本的なスケジュールであるため、各園の状況や進捗状況等により変更となる場合がある。

## 5 引継ぎ

### (1)引継ぎ期間

- ①子どもへの影響がでないように十分な引継・合同保育期間を設け、安定的に保育を引継ぐようにします。
- ②基本的に民営化の1年前から園長への引継ぎを始めます（1年以上の引継ぎ期間を確保します）。
- ③円滑な引継ぎが行われるよう、引継ぎ期間中に市職員と移管先事業者職員が合同で保育にあたる期間を設けます。合同保育の期間は、おおむね3か月とします。

### (2)三者会議の設置

移管先事業者を決定した後は、保護者、移管先事業者、市の三者による会議を設置し、移管に向けた協議を行います。

- ・協議の内容：保育内容、保護者との協力関係、継続事業、新規事業等

## 6 民営化後の保育園運営

### (1)市の役割

- ①民営化後も適切な運営が行われるよう、市と移管先事業者の間で、覚書を締結します。覚書においては、募集時に示した要件、法人の提案事項として採用された内容、その他移管先事業者が遵守しなければならない項目を定めます。
- ②移管先事業者に対して、実地調査（指導監査）等を行い、運営状況や遵守事項の履行状況の確認、必要な指導・助言又は改善を指示し、保育の質が維持・向上するよう対応します。

### (2)三者会議の開催

適正な保育園の運営が行われるよう、移管後についても引き続き一定期間、保護者・移管先事業者・市の三者による会議を開催し、問題が発生した場合は共に解決に向けて取り組みます。

## 7 市立保育園と私立保育園(民営化後)の比較

項目	比較	市立保育園	私立保育園																														
設置者	≠ 違う	市	社会福祉法人・学校法人																														
申込み、 入園選考	= 同じ	市	市																														
保育料 【納入先】	= 同じ	市の条例で定める額 【市】	市の条例で定める額 【市】																														
保育内容	= 同じ	保育所保育指針による	保育所保育指針による																														
設備の基準	= 同じ	児童福祉施設設備及び運営 に関する基準	児童福祉施設設備及び運営 に関する基準																														
保育士配置	↑ 充実可	児童福祉施設設備及び運営 に関する基準に基づく配置 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>子ども</th> <th>保育士</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳</td> <td>3人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>1～2歳</td> <td>6人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>3歳</td> <td>20人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>4歳以上</td> <td>30人</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	子ども	保育士	0歳	3人	1人	1～2歳	6人	1人	3歳	20人	1人	4歳以上	30人	1人	児童福祉施設設備及び運営 に関する基準に基づく配置 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>子ども</th> <th>保育士</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳</td> <td>3人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>1～2歳</td> <td>6人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>3歳</td> <td>20人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>4歳以上</td> <td>30人</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1歳児は、子ども3人に対して保育士1人の配置とした場合、県補助あり</p>	年齢	子ども	保育士	0歳	3人	1人	1～2歳	6人	1人	3歳	20人	1人	4歳以上	30人	1人
年齢	子ども	保育士																															
0歳	3人	1人																															
1～2歳	6人	1人																															
3歳	20人	1人																															
4歳以上	30人	1人																															
年齢	子ども	保育士																															
0歳	3人	1人																															
1～2歳	6人	1人																															
3歳	20人	1人																															
4歳以上	30人	1人																															
職員の雇用	≠ 違う	市	社会福祉法人・学校法人																														
特別保育事業	↑ 充実可	延長保育	延長保育の時間延長、 一時保育や休日保育等の 追加（充実）が可能																														
特別保育利用料 【納入先】	≠ 違う	市が定める額 【市】	法人が定める額 【私立保育園】 ※移管前を基準に保護者会 と協議の上決定 (基本的には市立と同額)																														
運営費	≠ 違う	市財源 ※国・県の負担なし	施設型給付費 ※国・県・市の負担あり																														
施設の整備	≠ 違う	市財源 ※国・県の補助なし	事業者負担金 ※国・市の補助金あり																														
給食	= 同じ	自園調理	自園調理																														
給食の主食	↑ 充実可	幼児組は持参	完全給食（持参不要）可能 ※主食代徴収あり																														